

東京都人権部における人権施策について

令和7年7月8日

令和6年度事業実績

1. 人権啓発に関する施策の推進

- ・ 人権週間等における主な啓発事業
 - （1）ヒューマンライツ・フェスタ東京の開催
 - （2）学校との連携
 - （3）スポーツ組織と連携した人権啓発活動
 - （4）各種媒体を活用
- ・ 啓発資料等の発行・配信
- ・ 東京都人権プラザの運営
- ・ 人権尊重条例に基づく本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進
- ・ インターネットと人権

2. 多様な性への理解推進

- ・ 東京都パートナーシップ宣誓制度
- ・ 交流の場
- ・ TOKYO ALLYマーク

3. 犯罪被害者等への支援

- ・ 東京都犯罪被害者等支援計画における主な事業
- ・ 犯罪被害者等の実態に関する調査（令和6年度）

人権週間等における主な啓発事業

(1) ヒューマンライツ・フェスタ東京

○平成27年度から実施している東京都主催の大型人権啓発イベント

① 開催日／場所

令和6年11月2日／新宿駅西口広場イベントコーナー
9日／イオンモールむさし村山
23日、24日／東京国際フォーラム

② メインテーマ
「インクルーシブシティ東京」

③ 主な企画
トークショー、手話パフォーマンス、ダンスパフォーマンス
大学生プレゼンコンテスト、ユニバーサルスポーツ体験、パネル展示等
※ 4日間で約22,000名が来場
※ 一部のプログラムは事前予約制で実施



(1) ヒューマンライツ・フェスタ東京

④ プログラムの実施状況

■ 新宿駅西口広場

- トーク&
ダンスパフォーマンス
出演者：DAIKIさん



- 同和問題トーク&猿まわし
出演者：村崎太郎さん



- 音楽ライブ・
手話パフォーマンス
出演者：HANDSIGNさん



■ イオンモールむさし村山

- 手話歌パフォーマンス
出演者：強力翔さん



- デフリンピック選手トーク
& デモンストレーション
出演者：亀澤理穂さん



(1) ヒューマンライツ・フェスタ東京

■ 東京国際フォーラム

- トーク&落語会
出演者：林家つる子さん



- インターネットによる
人権侵害トークショー
出演者：スマイリーキクチさん



- ユニバーサルスポーツ体験
車いすバスケットボール



- デフリンピック選手×パラリンピック選手
トークショー
出演者：高田裕士さん・高田千明さん



- LGBTQ+に関するトークショー
出演者：西村宏堂さん



(2) 学校との連携

①小学生人権啓発ポスター展

- ・ 都内 4 校の児童が描いた啓発ポスター60作品を展示
- ・ 特設ホームページにて、オンライン形式で実施



②交通広告

- ・ 上記作品を活用し、電車の車内広告を実施



中央区立有馬小学校



江戸川区立江戸川小学校



町田市立鶴川第三小学校



東村山市立野火止小学校

(3) スポーツ組織と連携した人権啓発活動

都内に拠点を置くスポーツチームの試合会場において、人権啓発映像の放映、来場者出入口での人権啓発グッズの配布、のぼり旗の掲出による啓発活動を実施

(1) 読売ジャイアンツ

8月6日（火）東京ドーム
来場者数：41,481名

(2) FC東京

10月5日（土）味の素スタジアム
来場者数：21,140名

情 報 誌 等 へ の 広 告
(マッチデープログラム)



ト ー ト バ ッ グ

(4) 各種媒体を活用

① 広報東京都

- ・ 広報東京都12月号に人権特集記事を掲載（表紙及び見開き面の合計 3 面）
- ・ 新聞折り込み並びに区市町村の窓口等で配布

② 動画配信等

- ①配信期間等：令和 6 年11月から同年12月
 - ②出演：林家つる子さん、カメントツさん、カツセマサヒコさん
- ※交通広告及び街頭ビジョンも実施



啓発資料等の発行・配信

啓発冊子の発行

「みんなの人権」「明るい社会をめざして」「外国人の人権」
「アイヌの人々の人権」「犯罪被害者等の人権」
「性自認・性的指向」ほかを作成・発行



東京都人権部チャンネル

各人権課題についての
動画を作成



概要

- 展示室や図書資料室、セミナールームを有するほか、人権相談の機能を備えた、都の人権啓発の拠点施設

人権プラザにおける啓発事業

(1) 企画展

「心と体を傷つけられて亡くなった天国の子供たちのメッセージ展」など

(2) 子供人権教室

「セサミストリートの仲間たちと一緒に知ろう！子どもの権利と多様性」など

(3) 人権啓発指導者等養成セミナー

「いじめ問題に関するトークセッション ～いじめと向き合う大人のありかた～」など

(4) 人権問題都民講座

「アイヌ文化と多様性—もともと多様な「わたしたち」が考えるアイヌについてのお話」など

(5) 図書資料室附帯事業

「みんなで絵本を楽しもう！～インクルーシブな絵本の共有について～おはなし会実践編」など

(6) 体験・交流型の新たな事業「インクルーシブシティ東京プロジェクト」

「人権ディフェンダーになるための4日間集中プログラム<ユース向け>」など

人権尊重条例に基づく本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

概要

- ヘイトスピーチの解消に向け、人権尊重条例の規定により審査会を設置
- 審査会は、表現活動がヘイトスピーチに該当すること、知事が講ずる拡散防止措置や事案の概要等の公表について意見を述べるものとしている。
- また、人権尊重条例の規定に基づき、必要な調査審議を実施

令和6年度実績

条例第12条の規定（ヘイトスピーチの概要公表）に基づく事案の取扱状況

令和7年3月31日時点

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申出件数	51	76	18	94	34	70
概要等公表事案数	5	7	4	4	13	12

※申出件数は、同一表現活動（事案）に対し複数の申出を含む。

【令和6年度審査会開催実績】

- ・第26回（令和6年7月29日（月）開催）
- ・第27回（令和6年10月24日（木）開催）
- ・第28回（令和6年12月26日（木）開催）
- ・第29回（令和7年3月5日（水）開催）

インターネットと人権

概要

- 「東京都人権施策推進指針」で、「インターネットによる人権侵害」を17の人権課題の一つに位置付け、リーフレットや動画等で普及啓発を実施
- また、東京都人権プラザではインターネットにおける人権侵害に関する法律相談に加え、若年層がより利用しやすいよう、令和5年度からLINEを活用した専用窓口を開設し、被害直後の悩みなど様々な相談を受け、法律相談につなげるなど、今後の対応について助言等を実施

令和6年度の実績

- インターネット上の誹謗中傷や人権侵害等に関して相談を受け付けるSNS（LINE）相談について、令和7年4月1日より下記のとおり相談日を拡大
（従 来）毎週月曜日・木曜日・金曜日（祝日、年末年始を除く）
（令和7年4月1日以降）毎週月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）

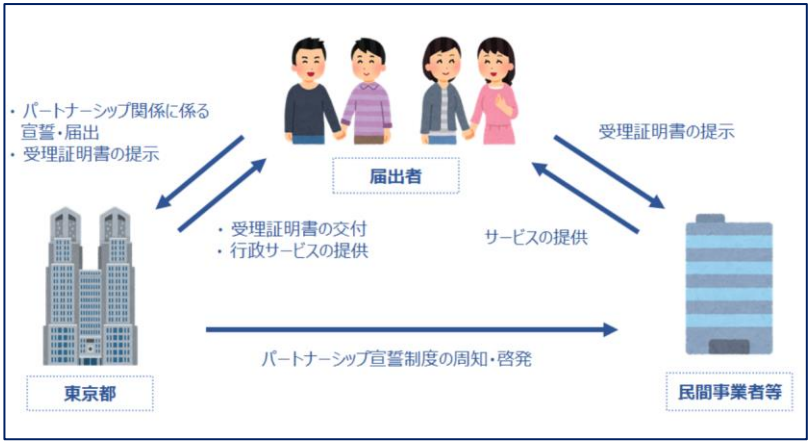
【参考】国の動向

- プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）が令和6年度に改正され、令和7（2025）年4月より、情報流通プラットフォーム対処法（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律）が施行
- この法律は、悪質な書き込みによる被害を受けた方がプロバイダ等に対して、書き込みをした者（発信者）の情報開示を請求することができるほか、新たに、一定の要件を満たすプロバイダ等に対して、削除対応の迅速化及び運用状況の透明化に係る措置が義務化

東京都パートナーシップ宣誓制度

概要

- 令和4年11月より制度開始
- 東京都パートナーシップ宣誓制度（以下、「宣誓制度」といいます。）とは、パートナーシップ関係にあるお二人からの宣誓・届出を、都が受理したことを証明する制度
本制度により性的マイノリティのパートナーシップ関係にある方が、日常生活の様々な場面での手続きが円滑化
（例）都営住宅への入居申込 等
- 交付件数：1,725組（令和7年6月30日時点）



令和6年度実績

- 都庁第一本庁舎及びレインボブリッジのライトアップ
令和6年11月1日（金曜日）18時00分から23時00分まで

- その他企画

- (1) パネル展示

- 都庁第一本庁舎1階アートワーク台座（10月31日～11月6日）
 - ヒューマンライツ・フェスタ東京2024（11月23日～24日）

- (2) PR動画の放映

- 都庁第一本庁舎2階、新宿副都心4号街路地下道柱面デジタルサイネージ（11月1日～30日）



実施イメージ
都庁第一本庁舎



PR動画

令和6年度実績（続き）

都外自治体との連携開始

■ 締結の相手方

茨城県・群馬県

■ 協定の締結日

令和7年3月31日（月曜日）※ 連携開始日は令和7年4月1日（火曜日）

■ 連携の内容 ※ 自治体ごとに連携の内容は異なります。

① 転居に伴う手続の簡素化（茨城県・群馬県）

転居先の自治体でパートナーシップ制度に係る宣誓・届出を行う際に、転居前の自治体におけるパートナーシップ制度の受理証明書や受領証等（以下「受理証明書等」という。）を提出することで、戸籍抄本や独身証明書等の婚姻をしていないこと等を証明する書類の提出が不要

② 受理証明書等を活用できる民間サービスの拡大（茨城県・群馬県）

受理証明書等を活用できる民間サービスの拡大に向けて、相互連携

③ 連携先自治体の行政サービスにおける、東京都の受理証明書の活用（茨城県）

連携先自治体にお住まいで東京都の受理証明書をお持ちの方が、連携先自治体の行政サービス（県営住宅の申込み等）において東京都の受理証明書の活用が可能

概要

- 性自認及び性的指向について、自らの性のあり方に悩み戸惑う当事者が、生き方のヒントを得ることができるよう、若年層を中心とした当事者同士が交流できる場・機会を提供するイベントを令和2年度から実施

令和6年度実績

【令和6年度のイベント】

- ・ 第1回目：9月23日（月・祝）開催 場所：東京ウィメンズプラザ
申し込み期間：8月30日（金）から9月18日（水）
- ・ 第2回目：11月4日（月・祝）開催 場所：台東区民会館
申し込み期間：9月24日（火）から10月30日（水）
- ・ 第3回目：12月22日（日）開催 場所：東京ウィメンズプラザ
申し込み期間：11月5日（火）から12月18日（水）

LGBTやそうかもしれないと 思っている人が集まれる 居場所をつくります。

参加無料
要事前申込

開催日・会場	
〈第1回〉	令和6年 9月23日（月・祝） 東京ウィメンズプラザ
〈第2回〉	令和6年 11月4日（月・祝） 台東区民会館
〈第3回〉	令和6年 12月22日（日） 東京ウィメンズプラザ

10代から23歳までの
LGBT等当事者限定
ひとりでも参加可能！
参加者の秘密は厳守します！

時間・定員・申込方法

① 各日12：30～14：30（各20名程度）
② 各日14：40～16：40 ※先着順

●事務局メールアドレスにお申込みください。
※詳しくは裏面をご覧ください。
※①、②は同じ内容です（1日に2回実施）。
※①、②とも通して参加を希望される場合は、
第一希望、第二希望を教えてください。

会場は時間内
出入り自由

性
別
に
違
い
あ
る
が

同
性
が
し
れ
な
い
も

自
分
ら
し
く
生
き
た
い

セ
ク
シ
ア
リ
テ
ィ
の
人
と
話
し
て
み
た
い

同
じ

LGBTやそうかもしれないと思っている人は、
気軽に遊びに来てください

いろいろなセクシュアリティの人の話を聞いたり、話をしたりできます。
自分のことを話しても、話さなくても構いません。

ゲームや
レクリエーション
などやります

◎必ず守ってください！

- ・ 10代から23歳までのLGBTや、そうかもしれないと思っている人だけが参加可能です。
- ・ 勉強のための参加等、当事者以外の方の参加は御遠慮ください。
（会場までの付き添い等は可能です。付き添いの方がお待ちいただく場所も準備しています。）

主催 東京都 東京都総務局人権部



概要

- 性的マイノリティの方々への理解や支援の意思を表明していただくため、アライマーク「TOKYO ALLY」を令和6年3月に作成
- アライマークを広める取組を通して、多様な性の理解促進を図り、性的マイノリティの方々が暮らしやすい環境づくりをより一層推進



令和6年度実績

項 目	令和6年度 普及啓発内容
アライグッズ (ピンバッチ)	・ ピンバッチについて、申請に基づき、研修受講者等に配布  ピンバッチ
普及啓発動画	・ 高橋みなみさん※を起用し、普及啓発動画を作成 ※都のパートナーシップ宣誓制度の動画キャスト 
ポスター・チラシ等	・ 普及啓発チラシを庁内、区市町村窓口等に配架するほか、イベント等で配布 ・ 性的マイノリティに関する企業向けHPに、高橋みなみさんのインタビュー記事を掲載

第4期東京都犯罪被害者等支援計画における主な事業

概要

○ 令和2年4月に施行した「東京都犯罪被害者等支援条例」及び「第4期東京都犯罪被害者等支援計画」（令和7年度までの計画）に基づき、関係機関の連携を強化し、犯罪被害者等支援の充実に取り組んでいる。

令和6年度実績

■施策の柱1：総合支援体制の整備

	令和6年度（実績）
総合的な支援体制の整備	・「東京都犯罪被害者等総合支援会議」12回開催 ・三弁護士会の研修等に参加し、都の支援策等について情報提供 ・被害者等支援専門員（コーディネーター）による支援ケース・人員185ケース・226人、支援件数 のべ1,632件 ・「Tokyo被害者支援ノート」約1,300部作成 ・ノートの活用マニュアル及び支援に関する事例集を区市町村に配布 ・東京都犯罪被害者等支援推進会議、合同部会開催 ・犯罪被害者等支援を進める会議開催
区市町村における支援体制の充実に向けた取組	・区市町村担当者に対する研修4回開催 ・専門窓口のある自治体を対象とした事例検討会開催 ・総合相談窓口相談員による区市町村窓口の訪問・助言：8区市 ・総合相談窓口における区市町村職員の受入れ：2区1市 ・東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会の開催

■施策の柱2：相談体制・情報提供の充実 ①

	令和6年度（実績）
東京都総合相談窓口の運営等	・電話相談：5,073件、面接相談：366件 ・裁判所への付添支援：689件 ・精神科医等によるカウンセリング：957件 ・東京都総合相談窓口多摩支所の相談等件数：176件 ・被害者支援都民センターホームページ内に英語、中国語、韓国語の案内掲載、多言語翻訳機配備
性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業	・電話相談：6,369件（うちホットライン598件） ・面接相談：195件 ・病院・警察等への付添支援：309件 ・性犯罪・性暴力被害者への精神科医による医療相談：17件 ・公認心理師による心理カウンセリング：220件 ・SARC東京HPを多言語表示、多言語翻訳機配備 ・性犯罪・性暴力被害者支援コーディネーターによる支援を継続 ・LINEによる「性被害相談窓口」相談件数：226件 ・医療従事者等に対する研修：387人申込 ・産婦人科協力医療機関数 133機関 ・精神科の協力医療機関数 22機関

令和6年度実績（続き）

■ 施策の柱2：相談体制・情報提供の充実 ②

主な事業名	令和6年度（実績）
犯罪被害者等への 情報提供の充実	・各種支援策・相談窓口を紹介するリーフレット【作成数】 10,000部
	・相談窓口リーフレット【作成数】 小学生向け：33,000部 中学生以上向け：27,000部 公立学校にはデータ配布 ・子供・保護者向け相談窓口を夏休み・冬休み期間に 周知用動画をSNS広告、駅サイネージにて放映

■ 施策の柱3：早期回復・生活再建に向けた支援

主な事業名	令和6年度（実績）
経済的負担の 軽減	・見舞金給付：56件 ・転居費用助成：40件 令和6年10月：性犯罪被害の場合の対象を拡大 ・一時宿泊施設利用費用助成：3件 ・性犯罪等被害者に対する医療費・カウンセリング費用 助成：101件 ・無料法律相談の実施：350件 ・被害者参加制度における弁護士費用の助成：1件

■ 施策の柱4：都民の理解の増進

主な事業名	令和6年度（実績）
多様な媒体を通じた広報・ 啓発の実施	・リーフレット、電車広告、SNS広告、デジタルサイネージ、 ディスプレイ広告等、多様な方法で広報を実施 ・「きみまも」や痴漢撲滅啓発イベント等にてリーフレット 等配布 ・警察署の電子掲示板等で「二次的被害周知用動 画」を放映
犯罪被害者週間行事の 効果的な実施	・2自治体との共催により講演・啓発イベントを実施 11月26日 豊島区 120人参加 11月30日 東村山市 32人参加

■ 施策の柱5：人材の育成と民間支援団体への支援

主な事業名	令和6年度（実績）
各局等相談窓口・関係機 関等の職員に対する研修 の実施	1回開催（オンライン開催：69人参加）
学校の教員に対する研修 等を通じた支援	1回開催（オンライン開催：27人参加）

犯罪被害者等の実態に関する調査（令和6年度）について

概要

- R8年度からの犯罪被害者等支援計画の策定に向けて、被害者等が被害後に置かれている現状、支援制度の利用状況等を把握・分析し、今後の支援の方向性や具体的施策を検討するための調査（前回調査はR元年度）

調査対象等

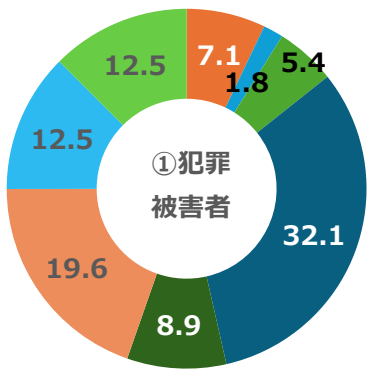
※回答は郵送又はWeb

	配布数	回答数	有効 回答率
① 犯罪被害者等 （性犯罪等を除く）	140件	56件	40%
② 性犯罪・性暴力被害者	100件	27件	27%
③ 被害者支援団体等	18件	16件	89%
④ 性犯罪・性暴力被害者 支援団体等	13件	10件	77%
⑤ 区市町村	62件	62件	100%
⑥ 民間団体＊	14件	13件	93%
合計	347件	184件	53%

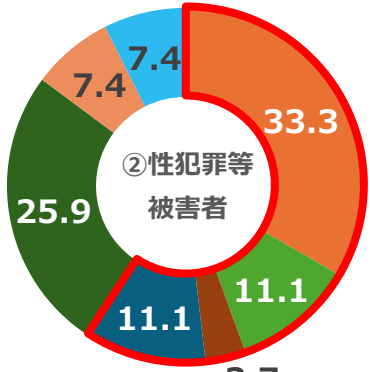
＊被害者支援に対する地域社会全体の理解・協力を得るために協力いただいている地域で活動する民間団体（「犯罪被害者等支援を進める会議」参加民間団体等）

○ 被害時の年代

- ✓ 犯罪被害者等は年代に偏りが見られないが、性犯罪等被害者は30歳未満が約6割



■ 12歳未満 ■ ～中学生 ■ ～17歳 ■ ～19歳 ■ 20歳代 ■ 30歳代 ■ 40歳代 ■ 50歳代 ■ 60歳以上



○ 被害の内容 （上位3項目）

① 犯罪被害者		② 性犯罪等被害者	
交通被害	51.8%	DV・虐待等	55.6%
殺人	39.3%	不同意わいせつ	37.0%
その他	7.1%	不同意性交等	29.6%

主な内容

認知度・支援利用率

- 被害者等における窓口の認知度は大幅に改善
 - R元年度 R6年度
 - ✓ 総合相談窓口の認知度 17.2% ➡ 71.4%
(犯罪被害者等への調査)
 - ✓ ワンストップ支援センターの認知度 17.1% ➡ 51.9%
(性犯罪被害者への調査)
- 都の支援の利用率も向上
 - ✓ 都の支援を利用しなかったとの回答
 - 犯罪被害者等 62.1% ➡ 44.6%
 - 性犯罪等被害者 54.3% ➡ 44.4%

必要とする支援

- 経済的な給付等が十分との回答は3割未満であるほか、支援に関する情報提供の強化、被害者についての正しい理解の促進、マスコミや誹謗中傷対応が必要との声

被害者を取り巻く状況

- 被害後、身近な方等の言動に傷ついた経験のある方が約4割
 - ✓ 被害後、他人の言動により傷ついた経験（上位3項目）

① 犯罪被害者等		② 性犯罪等被害者	
加害者等	66.1%	加害者等	77.8%
友人・知人	46.4%	友人・知人	44.4%
家族・親族	39.3%	捜査関係者（警察）	37.0%
近隣住民	39.3%	役所窓口	37.0%
- 多くの方が、被害者等の状況が世間一般に知られていないと回答
 - ✓ 犯罪被害者等の約 8割、性犯罪等被害者の約 6割

関係団体等からの御意見

- 区市町村において、相談は増加傾向の一方、専用窓口や条例・対応マニュアル制定済みの自治体は少ない
- 関係機関との連携や啓発活動を重視する団体が多い

令和 7 年度の主な施策

1. 人権啓発に関する施策の推進

● 人権週間等における主な啓発事業

→ヒューマンライツ・フェスタ東京を、昨年に引き続き多摩地域においても開催し啓発を強化

● 啓発資料等の発行・配信

→啓発手法等も含め検討し、工夫して実施

● 東京都人権プラザの運営

→社会的に関心の高い人権に関する分野や、気づきにくいが大切な分野について、講座等を実施

2. 多様な性への理解推進

● 東京都パートナーシップ宣誓制度

→イベント等への参加やインターネットやSNS等の広報を強化し、認知度向上を推進

● TOKYO ALLYマーク

→ピンバッジの配布や性的マイノリティを支援するイベント等の機会を活用し、普及啓発を推進

3. 犯罪被害者等への支援

● 東京都犯罪被害者等支援計画の策定

→犯罪被害者等の実態や支援ニーズを把握するための調査結果や国の動向等を踏まえ、
第5期東京都犯罪被害者等支援計画を策定

啓発事業の実施予定

(1) 都民の人権川柳について

「都民の人権川柳」で、広く都民から募集し、人権について考えるきっかけとするとともに、優秀作品をホームページで掲載するなど、人権啓発を図る。

募集内容

- 応募資格
都内在住・在勤・在学の方
- 募集テーマ
「インターネットを正しく使うために」等
- 募集期間（予定）
令和7年7月～令和7年8月
- 受賞作品発表（予定）
令和7年11月

令和6年度受賞作品

第4回 「都民の人権川柳」入賞作品

特別賞 最優秀賞

優秀賞

「テーマ」困っている人を見かけたら
誰がやる 考える前に俺がやる
「テーマ」困っている人を見かけたら
「手伝います。」その一言で救われる
「テーマ」世界中に笑顔がふれるように
笑顔まく世界中に平和咲く
「テーマ」困っている人を見かけたら
空振りをおそれず一言目
「テーマ」インターネットを正しく使うために
匿名は名無し顔無し心無し
「テーマ」一人ひとりの個性を大切にしよう
君の色 さつと誰かの宝物
「テーマ」身のまわりの人権
言えないよ ヤングケアラー 胸の内

人権週間 12/4～12/10

みんなの人権110番 0570-003-110
こどもの人権110番 0120-007-110
女性の人権ホットライン 0570-070-810
東京都人権プラザ一般相談 03-6722-0124

主催：東京都人権啓発活動ネットワーク協議会
(東京都、東京法務局、東京都人権擁護委員連合会、公益財団法人人権擁護協力会)

(2) スポーツ組織と連携した人権啓発活動

都内に拠点を置くスポーツチームの試合会場において、人権啓発映像の放映、
来場者出入口での人権啓発グッズの配布、のぼり旗の掲出による啓発活動を実施

Jリーグ等プロスポーツチームと連携



令和6年度実施例

- 放映する啓発動画
インターネットでの誹謗中傷、部落差別、東京都人権尊重条例



多様な性への理解推進

東京都パートナーシップ宣誓制度

- パートナーシップ宣誓制度の受理証明書の交付
- イベント等参加による普及啓発
- 多種多様な媒体による普及啓発

(都民向け啓発冊子)



PR動画

TOKYO ALLYマーク普及啓発

- ピンバッジ配布先の拡大を推進
- イベント等を通じて普及啓発動画を放映



東京都犯罪被害者等支援計画の策定

1 概要

- 都は、犯罪被害者等の支援のため、「犯罪被害者等支援計画」に基づき、各種施策を推進
- 現行計画（第4期）の期間が令和7年度末までのため、次期計画の策定が必要

2 7年度の実施

- 現行計画をベースに、実態調査の結果のほか、「東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会」での議論を踏まえ、施策の拡充を検討

3 スケジュール

- R7.5.22 第1回検討委員会
- R7.12月 第2回検討委員会
- R8.1~2月 パブリックコメント
- R8.3月 第3回検討委員会
- R8.3月末 計画策定・公表

（参考）現行計画（第4期R3~R7年度）

ビジョン

関係機関の連携強化による支援の充実

支援の基本的な考え方

4つの基本理念

- ① 個人としての尊厳の尊重
- ② 適切な支援と二次的被害への配慮
- ③ 途切れることのない支援
- ④ 相互の連携・協力による支援

施策体系等

5つの施策の柱

- 被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供
施策の柱Ⅰ 総合支援体制の整備
施策の柱Ⅱ 相談体制・情報提供の充実
施策の柱Ⅲ 早期回復・生活再建に向けた支援
- 被害者等を支える社会の形成
施策の柱Ⅳ 都民の理解の増進
施策の柱Ⅴ 人材の育成と民間支援団体への支援